

昭和55年2月27日

通商産業局 殿

通商産業省産業政策局消費経済課
消費者信用班長

昭和55年1月14日付「契約金額完納を条件に役務提供義務
が発生するシステムの約款の取扱いについて（回答）」の
運用について

標記の件について、別紙のとおり社団法人全日本冠婚葬祭互助協会会長斎藤
眞一あて通知しましたのでお知らせします。

なお、次の点にご留意下さい。

1. 新たに約款を前払月掛方式のものに変更したいとの申し出があった場合
 - (1) 事前に当該互助会の最新時点の財務内容をチェックし、許可基準を全て上回っていないものについては断念させる。
 - (2) 財務内容が許可基準を全て上回っている互助会については、事前に新約款案を提出させ約款例との合致をチェックし、合致していれば旧約款、新約款案及び最新時点の決算書を本省へ送付する。
 - (3) 本省では、以上の点のほか役務提供内容等の妥当性等を総合的にチェックしたうえで新約款案への変更の可否を各通商産業局及び沖縄総合事務局へ通

知する。

(4) 各通商産業局及び沖縄総合事務局は、当該互助会に対し、結果を通知する。

(5) なお、同一互助会から一般的方式に応じる約款と前払月掛方式に応じる約款を併用したいとの申し出があった場合は、消費者との取引上混乱を招くおそれがあり、互助会の事業運営上も経理処理等の点で困難が伴なうと予想されるので、特段の事由がない限り認めないこととする。

2. すでに前払月掛方式を採用している互助会のうち、今回定めた約款例に合致しない約款を使用しているものに対する指導について

当該互助会の約款の在庫量等を勘案し、一定の期限を区切って今回定めた約款例に合致した約款に改めるよう指導する。この場合、遅くとも昭和55年12月末日までに改めるものとする。

昭和55年2月27日

社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会長 斎藤真一 殿

通商産業省産業政策局消費経済課
課長補佐 山田 守

昭和55年1月14日付「契約金額完納を条件に役務提供義務
が発生するシステムの約款の取扱いについて（回答）」の
運用について

標記の件について、別紙のとおり約款例を定めましたので会員各社に周知方
願いします。また、約款の変更を行なおうとする互助会は、必ず事前に各通商産
業局（沖縄総合事務局にあっては通商産業部）に相談するよう指導方願いしま
す。

なお、すでに前払月掛方式を採用している互助会のうち、この約款例に合致し
ていない約款を使用しているものについては、別途各通商産業局から指導するこ
ととします。

また、同一互助会において一般的方式に応じる約款と前払月掛方式に応じる約
款を併用することは消費者との取引上混乱を招くおそれ等がありますので特段の
事由がない限り認めないこととします。

前払月掛方式に於ける約款例

条 項	条項の修正 又は追加	基 準	約 款 例
「当該契約10の原則」に関する条項	追 加	一般的方式とは異なるシステムである「前払月掛方式」を原則とする旨を明記すること。	<p>1. 契約の目的</p> <p>この契約は、加入者が月掛金を前払月掛方式によって積み立てることにより、互助会に対して冠婚葬祭の施行について請求する権利を取得し、互助会は加入者の請求により冠婚葬祭の施行を行う義務を負います。</p>
「契約金額、月掛金の額支払方法等」に関する条項	修 正	契約金額完納前（支払期間終了前）の施行の場合は契約金残高を一括支払いしなければならない旨を追加して明記すること。	<p>○ 契約金額、月掛金の額、支払方法等</p> <p>契約金額、月掛金の額、支払方法、支払時期等は、この約款に定める役務の提供が行われるまでの間は次のとおりとし、<u>契約金額完納前にこの約款に定める役務の提供が行われた場合は利用時に契約金額の残額を一括してお支払いいただきます。</u></p>
「役務提供の時期」に関する条項	修 正	役務提供は契約金額を完納した場合に限り行われる旨を追加して明記すること。 なお、念のため、 <u>契約金額完納前</u> の場合であっても契約金額の残額を一括支払いすることにより役務の提供をうけることができる旨を付加することはさしつかえない。	<p>○ 役務提供の時期</p> <p>互助会は、<u>加入者が契約金額を完納した場合に限り、加入者との打合せによる取決めの日に契約に従ってこの約款に定める役務を提供します。</u></p> <p>(付加条項)</p> <p>従って、<u>契約金額完納前</u>の場合は、<u>加入者は契約金額の残額を一括して支払うことにより役務の提供を受けることができます。</u></p>

条 項	条項の修正 又は追加	基 準	約 款 例
「後払手数料」に関する条項	追 加	<p>契約金額完納前の役務提供の場合に、一括払いにせず引続き分割払いを希望するときは、一定料率に基づいて算定された後払手数料を支払わなければならない旨及び支払期間の残期間ごとの後払手数料額を明記すること。 (前払月掛方式においては、契約金額完納前の役務提供の場合は契約金残高の一括支払いが原則であるので、役務提供後も分割払いを希望する加入者に対しては後払手数料を徴求することは認めうる。後払手数料の料率は、割賦手数料等(自動車16.5%、家具約20%、信販13%)を目的に客観的にみて妥当なものであれば認めうる。)</p>	<p>○ 後払手数料 <u>契約金額完納前の役務提供後、引き続き分割払いを継続する場合は、各支払時期における信用供与残高に対して年率〇%に相当する別表〇に定める手数料をお支払いいただきます。</u></p>
「契約金額完納後の役務提供」に関する条項	追 加	<p>契約金額完納後の役務提供については完納後の経過期間に応じた割増サービスを付加する旨を明記すること。割増サービスの内容の表示は、その内容を明確化するため金額表示で行うこととする。 (7) 割増サービスの料率は、満1年につき6%以上とすること。 (4) 割増サービスの内容の表示は、金額表示で行っていても、割増サービスは「金利」「利息」等ではないので、これらの表現は使用しないこと。</p>	<p>○ 契約金額完納後の役務提供 加入者が契約金額を完納して満期後にこの契約に定める役務の提供を受ける場合においては、互助会はその役務を提供するほか、満期後の経過年数に応じ、契約金額に対し満1年につき〇%の割合で計算した金額に相当する役務等を提供します。</p>
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>—— の部分については、赤線を引く等の方法により他の条項に比べて特に目立つよう記載すること。</p> </div>